

小山市立 大谷 中学校

部活動等のガイドライン

学校の教育目標	<p>【学校教育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら学習し、学力を高める生徒（知育） ・思いやりがあり、よりよく生きる生徒（徳育） ・心身を鍛え、たくましく生きる生徒（体育） ・学校を愛し、郷土に貢献する生徒（奉仕） <p>【学校教育目標と運動部活動との関連】</p> <p>学校教育目標である「心身を鍛え、たくましく生きる生徒」に関連し、部活動に取り組むことによって、心身の成長を図る。</p> <p>【部活動の教育的意義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツや文化等に親しみ、心身を鍛練するとともに責任感、連帯感を涵養する。 ・互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係を形成する。 ・健康増進や情操の育成を図りながら、体力・技術・記録等の向上を目指すとともに、自らの適正や興味・関心等をより深く追求していく機会とする。
部活動の基本方針	<p>【学校の部活動等に係るガイドライン】</p> <p>1 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1) 部活動のガイドラインの策定等</p> <p>ア 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、学校評議員や学校運営協議会等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。</p> <p>部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。</p> <p>イ 部活動顧問は、年間の活動計画・活動方針を学校のホームページに掲載し、保護者に公表する。また、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出し、許可を得た上で保護者へと公表する。（毎月15日までに来月の予定を管理職の先生に提出し、20日には生徒へと配布する）</p> <p>(2) 指導・運営に係る体制の構築</p> <p>ア 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導の内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間労働の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。</p>

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 部活動における安全管理の徹底

ア 校長は、部活動について、生徒の安全を第一に、部活動顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。

イ 部活動顧問や外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保できたりするように指導する。

ウ 部活動中、部活動顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携、協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒の間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握したりするようにする。このためにも、部活動顧問は日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解できるような指導を心がけたりする。

エ 校長及び部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

また、熱中症事故を予防するために、高温・多湿時においては、WBGT計を活用し、「熱中症予防情報サイト」(環境省のホームページ)や、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施の是非を判断する。原則的にはWBGT31℃以上は部活動を中止とする。やむを得ず部活動を実施する場合は、熱中症を予防するため、練習を短時間で区切るなどして休憩時間を十分確保し、水分・塩分補給と体熱の放散を行うと同時に、健康観察を適切に行う。さらに、冷房の効いている部屋を用意したり、帽子を着用させ

たり、薄着を奨励したり、氷のうを用意したりするなどの対策を講じることが考えられる。

3 合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、運動部並びに文化部も含め文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部活動顧問は、スポーツ医・科学等の見地から、練習の効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷等のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力等の向上につながらないこと等を正しく理解する。その上で、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や文化的活動の特性を踏まえた、合理的な指導方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引きの活用

ア 運動部顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体が作成した指導手引きを活用し指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から、「ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」も踏まえ、以下を基準とする。

①休養日の設定

ア) 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。その際、平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日（曜日は問わない）に振り替えること。

イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うこ

とができるよう配慮する。

ウ) 大会（中学校体育連盟※・中学校文化連盟の主催大会並びに栃木県体育協会・小山市体育協会主催大会『傘下の各種目の協会・連盟主催も含む』、文化部の活動に関係する県以上の団体の主催大会）前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意することにより、長期間連続して活動することがないようにする。

エ) 上記ウ) のケースも含め、やむを得ず週末2日続けて練習・練習試合を行うことは、月に2回までとする。この場合、その前後の週に必ず休養日を1日振り替え、加えてその週の平日の少なくとも1日は基準どおり休養日とする。

オ) 休養日は朝練習も放課後の練習も行わないこととする。

カ) 3日以上休日が続く場合は、練習・練習試合のいずれの場合でも、原則的に活動2日に対して1日の休養日を設ける。やむを得ず実施する場合は、校長の承認を得て実施する。

※中学校体育連盟主催大会（下都賀地区学校体育連盟に確認）

- ・支部大会（4月に開催されるもの）・地区春季大会・県春季大会
- ・地区総体（駅伝も含む）・県総体（駅伝も含む）・関東大会（駅伝も含む）
- ・全国大会（駅伝も含む）・地区新人大会（駅伝も含む）・県新人大会
- ・卓球の地区春季大会、地区総体、地区新人大会に出場するための支部予選

②活動時間

ア) 1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）並びに長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効果的・効率的な活動を行う。

なお、準備と片付けの時間を、基準の活動時間には含めない。1回の練習につき準備と片付けの所要時間は20分以内とする。

イ) 実情により朝練習を行う場合には、部活動顧問は生徒の健康面に配慮するとともに、学習が始まり前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。実施に当たっては、保護者に対して十分な説明を行い、理解と協力を得て行う。朝練習の集合時刻は、早くても午前7時からとし、実施する場合、1日の練習時間に含める。

ウ) 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。なお、学校外の場所で練習試合等を行う場合の移動時間は、活動時間には含めない。

エ) 平日における活動時間は、下記の例のとおり弾力的に運用しても良

いこととする。運用に当たっては、その目的や効果、運用期間、休憩の取り方等を、生徒とその保護者に説明し、理解を得るとともに、校長の承認を得て実施する。

なお、平日に3時間を超える練習時間を設定することはできない。

【例】月曜日 練習時間 1時間 火曜日 練習時間 3時間
水曜日休み 木曜日 練習時間 3時間
金曜日 練習時間 1時間

イ 校長は1 (1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインと県の方針を踏まえるとともに、本ガイドラインの方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、保護者に公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 その他

(1) 学校単位で参加する大会等

ア 部活動が参加する大会数の上限の目安としては、中学校体育連盟・中学校文化連盟が主催する大会並びに栃木県体育協会・小山市体育協会主催大会（傘下の各種目の協会・連盟主催大会も含む）、文化部の活動に関係する県以上の団体の主催大会を除いて、年間10大会程度とする。

(2) 部費の取り扱い

ア 実情に応じ、保護者から部費を徴収した場合で、部活動顧問が会計を務める時は、出納簿、領収書を適正に管理し、学期に1回は校長の監査を受ける。また、年度末等に保護者に対して会計報告を行うとともに、出納簿や領収書の閲覧の希望があった場合は、それに応じるなど、使途の透明化を図る。

イ 校長は、部費の徴収額について、必要に応じて数社から見積もりを取ったり、可能な範囲で遠征回数や指導者の招聘回数等を見直したりして、保護者の負担の軽減に努めるよう指示する。

ウ 保護者会が管理している金銭については、上記ア・イの限りではないが、校長は適切な管理・運用がされているか、把握に努める。